

福井県がん登録データ管理取扱規約

一般則

- 1 がん登録の作業に関与する者は、業務上知り得た個人並びに個々の医療施設の情報を他に漏らしてはならない。
- 2 登録等の際し、主治医の許可なく患者個人に直接接触してはならない。

細 則

- 1 入力
 - (1) 登録事項の電算入力は、県健康増進課長が指名した職員が行う。
 - (2) 入力業務を業者に委託する場合には、情報の保護に関する誓約を事前に文書で行わせるものとする。
- 2 届出票原票等の管理
 - (1) 届出票原票およびデータを入力したディスク類は、所定の保管庫に施錠し保管する。
 - (2) 不要の帳票、ディスク等はその都度廃棄または消去する。
- 3 届出内容についての医療機関への問い合わせ
 - (1) 届出医に対する届出患者についての問い合わせは、県健康増進課長または県健康増進課長が承認した者が行う。
 - (2) 電話により問い合わせる場合、相手が届出医であることを確認した後、問い合わせを行う。
 - (3) 届出医が退職等で連絡不能の場合は、がん登録担当医、病歴室担当者または医事課長に問い合わせを行う。
- 4 情報提供

公文書公開制度に基づく情報の公開請求等については、福井県公文書公開条例の規定により処理するものとし、本規約は、これによらない情報提供について定める。

(1) データの利用の定義

データの利用とは、がん登録事業を日常業務にしていない者が、臨床目的や疫学研究、保健医療計画の策定、評価などの、がん登録事業が本来目指している目的のために福井県がん登録で蓄積された情報を閲覧または複写等により外部に持ち出すことをいう。

(2) 提供する情報の形態

画面への表示、帳票、光磁気ディスク、その他

(3) 提供する情報の制限

原則として、集計処理等により個人名が特定できないものに限る。

個人票は、個人名を特定できない形で提供する。ただし、利用目的上やむを得ない場合はこの限りではない。

(4) 事後の情報処理

利用者は事後速やかに利用した情報を県健康増進課長に返還するか消去する。

(5) 利用手続き

- ①利用しようとする者は、県健康増進課に利用目的等を記載した利用申請書に秘密保持の誓約書を添付して提出する。
- ②県健康増進課長は、この利用申請を適当と判断した場合は、利用を認める。特に問題点があるときは、がん委員会等にて協議し決定する。
- ③利用者は、事後速やかに報告書等利用成果物を県健康増進課長に提出する。

附 則 この規約は平成9年4月1日から施行する。

この規約は平成28年4月1日から施行する。

(誓約書 例)

誓 約 書

平成 年 月 日付けで利用申請を行った、福井県がん登録データの
利用にあたっては、下記の事項を遵守することを誓約します。

平成 年 月 日

福井県健康福祉部健康増進課長 様

申請者



記

- 1 利用通知書（申請書）に記載された目的以外にデータを使用しないこと。
- 2 利用通知書に記載されたデータの利用方法、期間を遵守すること。
- 3 利用通知書に記載された者以外の者にデータを閲覧させないこと。
- 4 利用通知書に記載された者に、責任をもって本誓約書に記載された事項を周知すること。
- 5 対象となった患者またはその家族に接触しないこと。
- 6 患者の受療した医療機関に接触する場合は、県健康増進課の承諾を得ること。
- 7 調査研究の結果を公表する場合には、患者が特定されないよう十分に配慮すること。
- 8 データの保管ならびに処分方法およびその時期は、利用通知書に記載されたとおりに行うこと。
- 9 その他、機密保持のために最大限の努力をすること。

(申請書 例)

平成 年 月 日

福井県がん登録データ利用申請書

福井県健康福祉部健康増進課長 様

申請者
氏 名



福井県がん登録データ利用申請について

- 1 申請者
(申請者の住所、所属、職名等について明記)
- 2 利用の目的、理由等
(利用の目的、理由等について明記)
- 3 共同利用者
(共同利用者の住所、所属、職名等について明記)
- 4 申請するデータについて
(期間、部位、氏名、生年月日、医療機関名等を明記)
- 5 利用期間
- 6 その他